

藤原為家の仏事供養について

佐藤恒雄

藤原為家が施主となつて営んだ仏事は、当然のことながら父母の追善に関わるものが大部分で、本稿の記述もそれを中心とすることになるが、「明月記」によると、それよりもずっと早く、天福元年（一一三三）九月十八日に没した藻壁門院と、翌文暦元年八月六日に崩御された後堀河院の、ともに中陰中に追善の小仏事を営んだことがあつた。

九条家出身の藻壁門院嬪子の急逝は、定家一家にとつても悲嘆して余りある出来事で、九月二十三日にはその死に殉じて入内以来近侍してきた為家の姉民部卿典侍因子と同腹の次姉香が相次いで出家、父定家自身も十月十一日に出家することになった。

その定家出家の二日前、三七日にあたる十月九日、為家は、前中納言藤原頼資に誂えて諷誦文を草し、御墓所において小善の仏事を修した。「明月記」天福元年十月の記事は、以下のとおりである。

八日へ巳卯（故藻壁門院の旧院における仏事に参列した定家が、参会した為家呼び止めて会話中、為家の言の続き）、此ノ次デニ云ク、御墓所ニ於テ輕微ノ仏事ヲ修セント欲スルニ、若シ思ヒ企ツレバ最前宜シカルベキ歟ト。尤モ然ルベシ、人修セザル以前宜シカルベキ由、之ヲ答フ。諷誦文ヲ誂フベキ人無ケレバ、之ヲ為スコト

如何ト。予云ク、近代ノ儒、実ハ只名字許リ歟。経範等ハ身ニ憚リ有リ、前中納言ノ外人無カラン歟。然ラバ行キ向ヒ触ルベキ由示ス。即チ行キ向フニ領状スト云々。(中略)金吾又来タリ、小善ハ明日ノ由俄カニ思ヒ企ツト云々。

九日(庚申)(中略)夜ニ入りテ、金吾微少ノ善ヲ遂行シ了シヌ。惟長朝臣感涙ヲ拭フノ由示シ送ル。軽忽ノ誘リ有リト雖モ、最前ハ尤モ神妙ナリ。

敬白

請諷誦事

三宝衆僧御布施麻布 端

右、

国母聖靈、当暮秋之微寒、先朝露而即世、中陰之御忌、漸向半、本覺之妙果、宜奉祈、是以所彫刻者、西方教主弥陀仏、瑩黄金貴顕尊像、所模写者、中道実相最上乘、連玉軸貴加貝経、方今吉曜也、良辰也、供養之、称揚之、仰願諸天衆会、哀愍証明、花開合掌、何求離根之殘露、香徒至心、不待海岸之暮煙、以此功德資御菩提、抑弟子久慣犬馬之心、遙仰蜚蠊之德、惠路辨塗之露底、忠勤無懈、娑幄堯門之月前、恩憐非空、至于彼光沈響絶、出有入無、華帳灯消、望故宮而增悲、玄池波咽、含新土而添哭、当憶芝砌長静、竭忠誠於夙夜之中、豈圖柳車忽去、當終制於陵墓之畔、不定之理何勝言焉、聊叩三下之響、遍驚十方之聽言、不尽心任仏知見、乃至自界他界順縁逆縁、依此諷誦威力、悉耀相好光明、所修如件、敬白、

天福元年十月 日 弟子參議正三位行右衛門督兼伊予權守藤朝臣敬白

一 搦手半皆金色、阿弥陀如来像一体、法華経二部(開結経ノ龍女成仏)

布施 導師、被物一重、絹裏一、絹十疋、請僧三人、被物一重、絹裏一、絹五疋

〔頭書〕導師五石、請僧二石

諷誦文を依頼すべき儒者として経範が最も適當であるが、彼は身に憚り（服喪か）があつて不可である故、「前中納言」しかないという。この「前中納言」について、『大日本史料』は「藤中納言」と訓み藤原成実を比定しているが、自筆本は「前中納言」。当年の「前中納言」には、頼資と定家の他に藤原教成と藤原定高がいるが、二人とも非歌人で漢才にも見るべきものなく、左大弁から参議・権中納言と昇進し、儒者なみの学才を誇つた名家勘解由小路家の藤原頼資（経光父）を描いていない。また、『明月記』定家自筆本中、本諷誦文のみは別筆の清書稿を切入れ継ぎ合わされている。頼資の自筆文書ではあるまいか。頼資に詠えて草された文章ではあつても、為家の名において導師が仏前で読み上げたものであり、貴重な資料なので、句読点のみを付加して翻字した。

翌文暦元年八月六日の後堀河院の崩御も、とりわけ『新勅撰和歌集』を編纂中の定家にとつて一大事件で、為家もまた没後は毎日二度故院に参入、懺法と例講に明け暮れて、余念なく追福の誠をつくしていた（八月十六日条）。そして四七日を前にした九月一日、今度は文章博士藤原経範の忌月明けを待ち、詠えて諷誦文を草し、顕誉法印を導師として、小善の仏事を修したのであつた。『明月記』文暦元年八月末と九月の記事は以下のとおり。

廿七日（癸巳）（中略）金吾注シ送ル、昨日三七日ニ、殿下参ラシメ給フ。（中略）

〔欠文あり。小善の仏事を志し、諷誦は経範を予定したき旨の文章あるか〕御仏事ハ今月ノ由ヲ存ズルニ、諷誦ノ経範朝臣、今月ハ忌月也、今一両日ヲ過グシテ猶彼ノ朝臣ニ詠フベキ歟ト。尤モ然ルベシ、他ノ人ニ書スベキ人無キ由、之ヲ答フ。（下略）

廿日（丙申）（中略）未ノ時許リニ金吾来タリ、小善ノ事、明日遂ゲント欲ス。諷誦、経範朝臣清書ヲ書キ送

ル。右佐、三尺ノ地藏菩薩像ヲ法華六部ニ摺リ写ス。顕替法印ノ導師ナリ。請僧、惣ジテ一重一裹、導師ノ裹物絹二十疋、請僧同ジク七疋、他ノ物無シト云々。近代ノ事ニ似ズ、人ノ誇リ有ルベシト雖モ、只堪フル所ニ随フノミ、何ヲカ為サン乎。素服ノ外ノ出仕ノ人、惣ジテ幾バクナラズ、殿上人ハ惣ジテ見エズト云々。時儀実ニ言フニ足ラザル事歟。信実へ隔日二三日許リ。・実任へ時々。・光資等ノ外見エズト云々。天下ニ物ノ由ヲ弁ヘ知ル人無キ故也。

(九月) 三日(己亥)(中略) 夜ニ入りテ金吾來臨。小善ノ事、見苦シカラザル由、僧徒沙汰スル由伝聞ス。貞惠故ラニ書状ヲ送り、円経モ又其ノ由ヲ称ス。今日四七日、殿下參ラシメ給フ。(下略)

「右佐」は「右衛門佐」で右衛門督為家の下僚であろう。経範朝臣の清書した諷誦文が、ここに留められていないのは残念であるが、院没後に及ぶ為家の至誠は周囲の人たちにも共感をもつて迎えられていたようである。

二

藤原定家の七七日は、仁治二年(一二四一)十月九日であったが、その法会を営むにあたり、施主為家が、東大寺の学僧宗性に託えて草された「春花秋月抄草」所収の「表白文案」があつて、未だ詳しい注解もないところから、別稿において読解考察した。^(注1) 同じ宗性の龐大な著述の中の「諸宗疑問論議抄」「諸宗疑問論議本抄」「諸宗疑問論議草抄」「法華經第二卷抄」「法華第四卷抄」「法華疑問論議抄」「法華疑問用意抄」などの中に、為家が営んだ父と母追善の周忌における法華八講の、講経問答の具体的な文章が数多く見出せる。平岡定海師「東大寺宗性上人の研究並史料」^(注2)に拠りながら、それらを一括整理して、為家の父定家ならびに母京極禪尼に対する追善仏事について考察するの

が、本稿の課題である。

これらは何れも端書きに「藤大納言為家八講」「民部卿為家八講」と記されている。「八講」とは「法華八講」のことで、法華經八卷を八座に分け、一日を朝座・夕座の二座に分けて、一度に一巻ずつ講説し、四日間で講讀し終わるのが、正規の法会である。その正規の法華八講を、一日で修してしまふ方式を「一日八講」と称し、^{（注）}「明月記」の事に就き、また宗性が克明に書き残した資料から帰納してゆくと、定家・為家の時代には、追善法要の場合かなり普通の方式として広く定着していたと思量される。一日八講の具体的な内容や進行については、「明月記」建曆二年（一一二二）八月四日の条に、以下の記事が見える。

（前略）午ノ終り束帯ニテ承明門院ニ參ル。事始マル後ナリ。中門廊ノ北ノ妻戸ヲ入り座ニ加ハル。今日母儀三品ノ十三年ノ忌日、一日八講ヲ修セラル。早旦ニ新院密々御幸ト云々へ世間ノ儀ヲ案ジテ猶以テ尋常ニ背ク、時々然ルベキ御幸有ルニ、何ノ難カ在ラン乎、密儀尤モ不便ナリ。第四座ノ講師昇リ着スルノ間ナリ。堂童子發願シテ、花苞ヲ賦リ、結願ノ座ニ撤スベシト云々。頗ル珍事歟。頼房行事ス。透渡殿ニ坐ス。先ニ着座シタル人、定通・高通・清長卿・頭中将通方朝臣ナリ。第五座ノ間ニ長兼卿參入ス。第六座ノ間ニ大納言參入シ、頭起座ス。着座シ了リテ、又座ニ復シ了ヌヘ家礼歟。但シ跪カズ。七座了リ、第八座ハ更ニ新写經ヲ置キ、頭円供養ス。次デ論議了ヌ。行香ノ足ヲザル一人ニ、守通朝臣加ハル。末座ノ僧へ成長ノ弟。寺ノ僧へ行香ノ机下ニ進ミテ、次第二之ヲ賦ル。綱所役セザルノ時ハ藏人之ニ役スル常ノ事歟。但シ已ニ起座シテ机下ニ来ル、仍リテ何事カ在ラン乎ノ由各議定シ、簀子ヲ経テ西面ノ縁ニ立ツ。次デ南面ノ西一間ニ入り、東ノ一間ヲ出デ、東ノ透渡殿ニ立ツ。次デ返輪。次デ各起ツ。次デ例時了ル。先ツ御經供養ノ布施ヲ引クへ此ノ儀心ヲ得ズ。新写經ハ尤モ發願シ、供養有ルベキ歟。頭円必ズ供養スベキノ料ト云々。惣ジテ心ヲ得ス。被物ハ源大納言之ヲ取り、

裏物ハ皆悉ク殿上人之ヲ取ル。次デ公卿次第二口別ニ被物ヲ取ル。予第五ノ被物ヲ取り了シヌ。直チニ退出シ廬ニ帰ルニ、日入り了シヌ。(下略)

承明門院(在子)主催の母範子十三年忌の「一日八講」記事である。これに拠れば、遅刻して定家が見ていない第四座までの冒頭の次第は窺い知れないが、「藤原定家七七日表白文」から類推すれば、おそらく冒頭は、何らか用意された表白文か願文が仏前で読まれてから、第一座の講説が始まり、最終の第八座に至るまで順次連続して説教が行われた模様である。新写の経供養は第八座に附随して行われ、八巻全部の講説が終わった後で、論議が行われている。この「論議」というのが、宗性が書き留めている「問答」のことであるべく、次いで行香・返輪(意味不明)・例時・布施引きの順序で進行したことがわかる。

なお、「明月記」に見えるその他の「一日八講」について瞥見しておく、寛喜二年(一一三〇)九月二十二日条によると、七条院御忌日(九月十六日)の仏事も、若干の行き違いはあったものの、歎喜寿院において一日八講として修されている。建暦元年(一一二一)九月二十九日・同二年九月二十九日・建保元年(一一二三)九月二十九日・嘉祿二年(一一二六)九月三十日は、何れも為家母の同母弟藤原国通の主催になる父泰通の年忌仏事で、毎年定家・為家に招請があつて記事となつたのであるが、すべて「一日八講」として営まれている。なおまた、「二日四座」の八講もあり、建暦二年六月二十八日条の、八条院暲子のための忌日仏事は、猶子左大臣良輔の主催で、蓮華心院において二日八講として行われ、翌年も踏襲されている(別に上皇の御沙汰として安楽寿院において「一日八講」が行われ、毎年修することになったともいう)。また嘉祿二年(一一二六)十二月七日の条によると、翌日からの北山西園寺八講も「二日儀」であつたし、安貞元年(一一二七)三月二日の条には、先月二十五日六日北白河院に入道顕俊が「二日四座」の八講を営んだ記事が見える。

三

平岡定海師「東大寺宗性上人の研究並史料上」〔宗性上人年譜〕中に年次別に摘録される「藤大納言為家八講」〔民部卿為家八講〕の記事、並びに東京大学史料編纂所所蔵「東大寺宗性筆聖教并抄録本紙背文書」の写真帖によって、以下、宗性が筆録して書き残した問答記を、年次を逐つて見てゆきたい。平岡師著書は為家八講のすべてを尽しているが、引用は「問」の冒頭部分のみで「講答云」以下には及んでおらず、写真帖は抄写故「講答云」以下の有無が確認できないことも多い。今は不完全であるが、いずれ原本に就いて確認したいと思う。なお、冒頭のみで限界はあるが、問の内容から推定できる法華経の巻・品を、末尾に○をつけて付記することにする。

【宝治元年】(一一四七)

〔諸宗疑問論議抄〕八へ宝治元年中／自七月至中冬

(端書)「宝治元年藤大納言為家八講、宗性問房源律師」

①問、經文付説五百声聞授記作仏相、且、五百人俱第三周預記別歟、答、尔也、(下略)

講答云、五百声聞俱第三周預記別云事經文既分明也、(下略)

(端書)「宝治元年藤大納言為家八講、宗性問房源律師」

②問、阿難羅云授記別時可明供養仏耶、答、可明也、(下略)

講答云、(以下ナシ)

○卷第五・勸持品第十三

○卷第四・授学無学人記品第九

〔端書〕「宝治元年藤大納言為家八講、宗性問房源律師」

③問、經文說称念觀音人離貪嗔癡三毒、尔者可離界内界外三毒耶、答、可離界内界外三毒也、(下略)
講答云、(以下ナシ) ○卷第八・觀世音菩薩普門品第二十五

〔端書〕「宝治元年藤大納言為家八講、宗性問房源律師」

④問、円頓行者感見普賢身必在三七日後歟、答、必可在三七日後也、(下略)
(講答云以下ナシ) ○卷第八・普賢菩薩勸發品第二十八

〔法華經第二卷抄〕

〔端書〕「宝治元年藤大納言為家八講、房源問宗性大僧都」

⑤問、經文云我本着邪見為諸梵志師文、舍利弗着邪見為梵志師者指今生事歟、答、指今生事也、(下略)
(講答云以下有無未確認) ○卷第二・譬喻品第三

〔法華疑問論議抄〕

〔端書〕「宝治元年藤大納言為家八講、宗性問房源律師」

②に同じ。

〔法華第四卷抄〕

〔端書〕「宝治元年藤大納言為家八講、宗性問房源律師」

①にはほ同じ(問、五百声聞俱第三周預記別歟、答、尔也)。

この年、為家が施主となるべき仏事は、八月二十日の定家七回忌と、十一月四日の為家母一周忌の二回があった。

問答の内容が、法華経のどの巻どのの品に関係するものであるかを検すると、①は、妙法蓮華経卷第五・勸持品第三、②は、卷第四・授学無学人記品第九、③は、卷第八・觀世音菩薩普門品第二十五、④は、卷第八・普賢菩薩勸発品第二十八、⑤は、卷第二・譬喻品第三の内容に関するものである。同じ卷第八に関する問答が二つあることに窺えるように、これは同一の法会における質問と講答ではないであろう。この年における正月から十一月までの宗性参加の「諸講雜載」によれば、貞禪大僧都百日忌八講・西八条八講・長講堂八講・法性寺報恩院八講・安樂光院八講・大外史師憲八講・久我八講・藤原実持八講・師員八講・西宮八講・吉祥院八講・法雲院定玄僧正百日忌八講・安居院八講は、八講の回数に関わりなく（宗性の場合も一日八講が多かったように見えるが）、何れも宗性の質問二問（成恩院八講のみ四問）が記録されていて、これが一法会八講における定式であったと推定される。とすれば、この年為家八講における宗性の四問というのは、二度の八講における質問であったはずで、定家七回忌と、為家母一周忌の二度の法会の質問であったに相違ない。その宗性の「問」に対し、「講答云」として記されるのが講説に当たった講師房源律師の返答である。⑤は問者が逆になっているから、房源の「問」に対して講師宗性が答返したことになる。為家八講にあつては、おそらく宗性と房源の二人とあと二人の四人の僧が講師ならびに問者として招聘され、それぞれが二巻を担当して講説し、また問者となって二問ずつ質問し、講師の返答があつて、一日のうちに妙法蓮華経全八巻の講説と問答を完了したのであはあるまいか（法会の実際についてはなお不審を残す。識者の示教を待ちたい）。

四

同じ方式で、次年度以降建長六年までの問答記を列举し、若干の考察を添える。

【宝治二年】(一二四八)

〔諸宗疑問論議抄〕十(宝治二年之中)自七月至窮冬

〔端書〕「宝治二年藤大納言為家八講、宗性問智円法印」

①問、仏輪王可有並出義耶、答、可有此義也、(下略)

講答云、大乘実義意、増劫可有仏出世、滅劫可有輪王出世也、(下略)

○卷第一・序品第一

〔端書〕「宝治元年藤大納言為家八講、宗性問房源律師」

②問、穢土唯說一乘義可有耶、答、可有此義也、(下略)

講答云、穢土之習大旨実雖為前三後一之化儀、自有戒緩乘急之士者、(下略)

○卷第一・方便品第二

〔端書〕「宝治元年藤大納言為家八講、宗性問房源律師」

③問、不思議境界經所列提婆達多今經所說提婆達多其体可同耶、答、其体可同也、(下略)

講答云、一代之間、無有二類提婆達多、故二經所說提婆達多、其体可同也、(下略)

○卷第五・提婆達多品第十二

〔端書〕「宝治元年藤大納言為家八講、宗性問房源律師」

④問、宗師釈令我具足六波羅蜜經文、以十善对判六度、尔者四重禁不貪等对判何度耶、答、宗師釈不飲至不妄語是

檀乃至不貪嗔是禪文、(下略)

講答云、宗師对判無別委典、以六度次第对判十度、故不殺生等四、属檀波羅蜜、不貪嗔对戒波羅蜜也。

〔諸宗疑問論議本抄〕三

〔端書〕「寛元四年五月安居院八講之時承源已講拏之不用之、

宝治二年藤大納言為家八講、宗性問智円法印」

④にはほ同じ（問、經文為欲満足六波羅密文、疏中积此文、束十善对六度、見尔以四重禁不食等对何度耶、進云、不殺生至不妄語是檀乃至不貪嗔是禪）。

〔法華疑問用意抄〕

〔端書〕「宝治二年藤大納言為家八講、宗性問智円法印」

④に同じ。

当年の「藤原為家法華八講」の問答は、その全てが『大日本史料』（第五編之二十八）に引用されていて明らかであるが、この年についても、宗性の質問と講答は四か条を基本としている。八月二十日の定家八回忌と十一月四日の為家母三回忌に、それぞれ修された法華八講に用いられた二回分であったと見える。同じ巻一に関する①と②、巻五に関する③と④が、それぞれ別時の質問と講答であったと思われる。

〔建長元年〕（一二四九）

〔諸宗疑問論議抄〕十二へ建長元年之中／自七月至中冬へ

〔端書〕「建長元年藤大納言為家八講、宗性問智円法印」

①問、經文云住王舍城文為指上弟城為当可寒林城耶、答、或云上弟城或云寒林城之二義可有也、（下略）

(講答云以下有無未確認)

○卷第一・妙法蓮華經序品第一

(端書)「建長元年藤大納言為家八講、宗性問智円法印」

②問、南岳大師意十如是可有三転読耶、答、十如是有三転読者天台義也、(下略)

(講答云以下有無未確認)

(端書)「建長元年藤大納言為家八講、宗性問智円法印」

③問、世流布提婆品可云羅什所訳耶、答、可云羅什所訳也、(下略)

(講答云以下有無未確認)

○卷第五・提婆達多品第十二

(端書)「建長元年藤大納言為家八講、宗性問智円法印」

④問、安樂行品疏中釈深入禪定見十方仏経云、即第十地中無垢三昧文、妙樂大師如何釈耶、

答、第十地位合等寛可釈也、(下略)

(講答云以下有無未確認)

○卷第五・安樂行品第十四

〔諸宗疑問論議草抄〕四

(端書)「建長元年藤大納言為家八講、宗性問智円法印」

②にはほ同じ(問、経文付説十如是相、且十如是有三転読者南岳大師義歟、答)。

この年についても同断。③と④は別時の質問で、八月の定家九回忌と十一月の為家母四回忌の二回、為家は八講を催したのであった。

【建長二年】(一一五〇)

〔諸宗疑問論議抄〕十四へ建長二年之中／自七月至窮冬へ

〔端書〕「建長二年藤大納言為家八講、宗性問聖憲大僧都」

①問、經文説五百声聞授記作仏相、尔者五百声聞俱權化人歟、答、尔也、(下略)

(講答云以下有無未確認)

○卷第五・勸持品第十三

〔端書〕「建長二年藤大納言為家八講、宗性問聖憲大僧都」

②問、多宝世尊浦現今經會座、可由釈尊光明耶、答、可由釈尊光明也、(下略)

講答云、(以下ナシ)

○卷第五・提婆達多品第十二?

〔端書〕「建長二年藤大納言為家八講、宗性問聖憲大僧都」

③問、称念觀音人可転決定応受業耶、答、宗師定業亦能転积也、(下略)

(講答云以下有無未確認)

○卷第八・觀世音菩薩普門品第二十五?

〔端書〕「建長二年藤大納言為家八講、宗性問聖憲大僧都」

④問、普賢菩薩勸發品時始来歎、答、尔也、(下略)

(講答云以下有無未確認)

○卷第八・普賢菩薩勸發品第二十八

この年についても同じ。①と②また③と④がそれぞれ別時の質問であるとすれば、八月に定家の十回忌を催し、十一月には母の五回忌の八講を営んだと見える。

【建長三年】(一一二五)

〔諸宗疑問論議抄〕十六へ建長三年之中／自七月至中冬へ

〔端書〕「建長三年藤大納言為家八講、宗性問聖憲法印」

①問、經文云、其心泰然歛喜踊躍文、所云歛喜者長者歛喜歟、答、宗師積此中諸子歛喜也、(下略)

〔講答云以下有無未確認〕

○卷第二・譬喻品第三

〔端書〕「建長三年藤大納言為家八講、宗性問聖憲法印」

②問、頂善根位発無漏義可有耶、答、不可有此義也、(下略)

〔講答云以下有無未確認〕

○卷第二・信解品第四

〔端書〕「建長三年藤大納言為家八講、宗性問聖憲法印」

③問、經文付説開迹顯本相、且成菩薩可有執近謂耶、答、不可有執近謂也、(下略)

講答云、(以下ナシ)

〔端書〕「建長三年藤大納言為家八講、宗性問聖憲法印」

④問、六根清淨人可令所化衆得秘密益耶、答、妙樂大師釈稟教之人、仍無密益也、(下略)

講答云、(以下ナシ)

〔諸宗疑問論議本抄〕七

〔端書〕「建長三年藤大納言為家八講、宗性問聖憲法印、

建長二年十月鷲尾八講之時、智円法印拏之、未用之」

④に同じ。

〔諸宗疑問論議草抄〕六

〔端書〕「建長三年藤大納言為家八講、宗性問聖憲法印」

- ②と同じ（問、信解品疏中、付明四無根相、且頂善根位可發無漏耶）。
③④と同じ。

この年もまた同じく、①と②が別時のもの。八月に定家十一回忌、十一月に母の六回忌が営まれたであろう。

【建長四年】（一二五二）

〔諸宗疑問論議草抄〕七

（端書）「建長四年民部卿為家八講、宗性問房源大僧都」

- ①問、經文云羅睺羅密行唯我能知之文、所云密行者指何行耶、進云見大師解釈以持戒為密行判也、（下略）

（講答云以下有無未確認）

○卷第四・授學無學人記品第九

（端書）「建長四年民部卿為家八講、宗性問房源大僧都」

- ②問、經文云一切菩薩阿耨多羅三藐三菩提皆為此經文、所云菩提者權實中何耶、進云權果積也、（下略）

（講答云以下有無未確認）

○卷第四・法師品第十

この年のみ「諸宗疑問論議抄」の記載がなく、「諸宗疑問論議草抄」に残る二問のみであるが、①と②は同じ巻第四に関わる質問項目であるから、別時のものと思しく、すればやはりこの年も、八月に定家十二回忌が、十一月に母の七回忌が営まれたことになる。

【建長五年】（一二五三）

〔諸宗疑問論議抄〕二十（建長五年之中／自七月至中冬）

(端書) 「建長五年民部卿為家八講、宗性問房源大僧都」

①問、宗師意第七識唯緣第八識歟、答、常途義相唯緣第八識也、但、解釈中有所可思也、(下略)

(講答云以下有無未確認)

(端書) 「建長五年民部卿為家八講、宗性問房源大僧都」

②問、經文云於此經卷敬視如仏文、在世滅後中説何師相耶、答、説滅後師相也、(下略)

(講答云以下有無未確認)

○卷第四・法師品第十

(端書) 「建長五年民部卿為家八講、宗性問房源大僧都」

③問、観音大士過去可唱果満究竟成道耶、答、難測也、(下略)

講答云、(以下ナシ)

(端書) 「建長五年民部卿為家八講、宗性問房源大僧都」

④問、依一七日修行見普賢大士類可有耶、答、可有此類也、(下略)

講答云、(以下ナシ)

「法華疑問用意抄」上天台

(端書) 「諸宗疑問抄第二十有之

建長五年民部卿為家八講、宗性問房源大僧都」

③と同じ。

この年は定家の十三年にあたり、特別の年であった。為家は早くから諸人に勸進して、「一品経歌」と「二十八品並九品詩歌」^(注3)を完成させ、その上に八月二十日の忌日を期して、十三年の一日八講を催したにちがひなく、さらに十

一月四日には母の八回忌の八講をも修したのであった。

【建長六年】(一二五四)

〔諸宗疑問論議抄〕二十一「建長六年」

(端書)「建長六年民部卿為家八講、宗性問房源法印」

①問、譬喻品末師解釈中付明中忍位減縁減行相、且中忍滿心一行二剎那、心者七周減縁二十四周減行内歟、答、可有二意也、(下略)

(講答云以下有無未確認)

○卷第二・譬喻品第三

(端書)「建長六年民部卿為家八講、宗性問房源法印」

②問、譬喻品疏中云、欲界貪未來定已断文、尔者、妙樂大師如何釈之耶、答、妙樂大師釈性障末除名伏為断也、(下略)

(講答云以下有無未確認)

○卷第二・譬喻品第三

(端書)「建長六年民部卿為家八講、宗性問房源法印」

③問、寿量品疏中付明釈尊超劫相、且出曜經中可説釈尊超九劫旨耶、答、經文雖不分明解釈尔判也、(下略)

(講答云以下有無未確認)

○卷第六・如来寿量品第十六

(端書)「建長六年民部卿為家八講、宗性問房源法印」

④問、円教意十住位八相作仏者出何経論耶、答、妙樂大師釈唯華嚴起信彰灼明文十住八相也、(下略)

(講答云以下有無未確認)

〔諸宗疑問論議本抄〕九

(端書)「建長六年民部卿為家八講之時、信承法印拳之未用之」

⑤問、經文我本行菩薩道所成壽命今猶未盡文、尔所云壽命分文報命歟、為當報土惠命歟、進云、分段報命積也、(下略)

(講答云以下有無未確認)

○卷第六・如来壽量品第十六

(端書)「建長六年民部卿為家八講之時、信承法印拳之即用之畢、講師房源法印」

④にはほ同じ(問、円教十住位八相作仏云者何経論耶、進云、妙楽大師出花華嚴起信論釈)

この年は、宗性の四問はこれまでと同じであるが、信承法印が用意して用いなかった⑤が留められている。実際に信承法印が質問して講師房源が答えたのは、④と同じ内容だったようで、少しく不審を残すけれども、①と②が別時、③と⑤も別時の質問と応答で、八月の定家十四回忌と十一月の為家母九回忌の二度の催しが営まれたことは、例年のとおりだったと思われる。

五

以上、宝治元年から建長六年に及ぶ『諸宗疑問論議抄』ほかに残された問答記を検討してきた結果、為家は毎年正確に、父定家と母の忌日ごとに、宗性・房源・智円・聖憲・信承その他の僧侶たちを招請して、追善の仏事を修している事実が明らかとなった。このことをもって宗性関係の資料の残らないこれ以前の年のことを推測してみると、仁治三年(一二四二)八月の定家一周忌から寛元四年(一二四六)八月の六回忌に至るまでの各年の定家追善法要も、

同じ方式で逐年催されたにちがいない。一周忌のころの感懐詠が一首〔藤原為家全歌集〕1849)、嵯峨に籠居していた三回忌のころの、後鳥羽院下野との贈答歌二組四首(同1863・1864)、覚寛法印との贈答歌一組二首(同1865)、入道太政大臣公経との贈答歌一組二首(同1866)、前右大臣実氏との祥月命日の日の贈答歌一組二首(同1867)、さらに雨の中三回忌の仏事を営んだ際の感懐詠二首も残っている(同3035・3036)。

なおまた建長七年(一二五五)以降のことに思いを廻らしてみると、なおしばらくは同様に毎年父と母の忌日ごとに法会を営んだのではあるまいか。少なくとも正嘉元年(一二五七)の定家十七回忌とか正嘉二年(一二五八)の母の十三回忌法要が、催されなかったはずはないと考える。

注

- (1) 佐藤恒雄「藤原定家七七日表白文について」〔広島女学院大学研究論集〕第五十五号、二〇〇五年十二月。
- (2) 平岡定海「東大寺赤性上人の研究並史料」(日本學術振興会、昭和三十三年)。
- (3) 佐藤恒雄「定家十三回忌の二つの法文詩歌作品」〔広島女学院大学日本文学〕第九号、平成十七年十二月。

(本学教授)